

3 福体協第 2 7 3 号  
令和 4 年 1 月 2 4 日

加盟団体の長 様

公益財団法人福島県体育協会長  
( 公 印 省 略 )

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

1 月 1 9 日に開催された「第 1 1 3 回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、下記のとおり標記対策の改定が決定されました。(別紙参照)

つきましては、各団体におかれましても、下記のとおり対応いただき、今後も最新の国や中央競技団体のガイドライン、県の感染拡大防止対策、各団体が独自に定めるガイドライン等により関係者の安全・安心の確保に細心の注意を払いながら、万全な感染防止対策に努めてくださるよう引き続きよろしく申し上げます。

記

<福島県新型コロナウイルス感染症集中対策> (南相馬市)

- (1) 不要不急の外出自粛要請 (1 月 2 1 日～2 月 6 日)
- (2) 接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象とした午後 8 時から翌日午前 5 時までの営業時間の短縮の要請 (1 月 2 1 日午後 8 時～2 月 7 日午前 5 時)

(事務担当 競技スポーツ係 電話 0 2 4—5 2 1—7 8 9 6)